

各弁護士近況

大川 正二郎

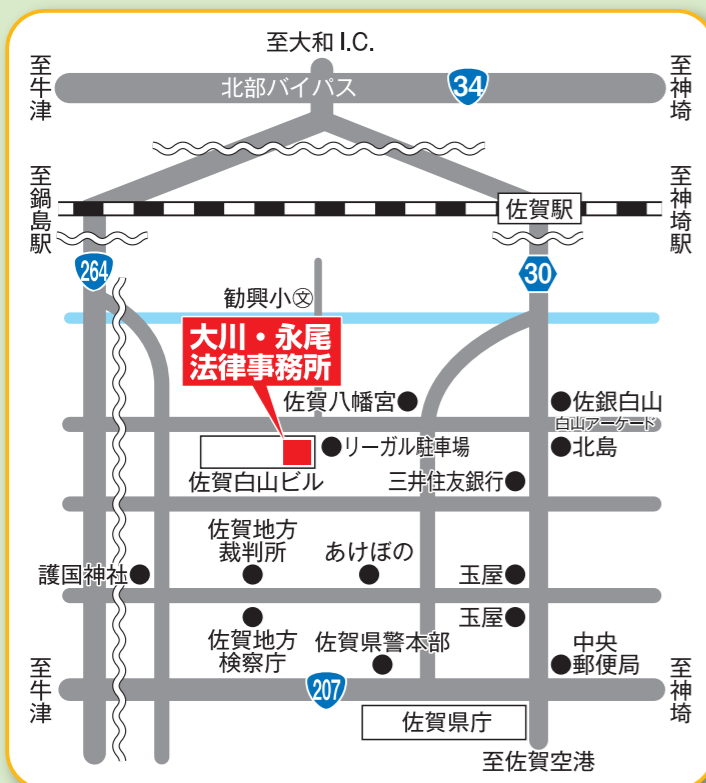
最近100歳の人も珍しくなくなってきました。自分が100歳まで生きられるかどうかは分かりませんが、少なくとも人生の折り返し点はとうに過ぎています。そのためか、最近残りの時間を考え、自分のやりたいことからやろうと、物事の優先順位を考えるようになりました。そうしてみると、意外と無駄な時間があったことが分かり、より充実した時間を過ごせるようになった気がします。当たり前のことだったかもしれませんが、このごろやっとその境地に達したのです。もっとも、どちらが優先するか迷ったりして時間が過ぎることもあります。

永尾 竹則

最近、小学生の息子がサッカーに興味を持ち始め、学校から帰宅すると母親を連れ出し、近くの広場でサッカーにつき合わせているようです。私が休みの日は私が相手をすることもあります。しかし、ちょっと走るとすぐに息が上がってしまいます。思ったように足も動かず、ボールを追いかけるのも一苦労といったところです。♪疲れを知らない子どものよ～に～♪という歌詞がありますが、本当ですね。子どもに負けじと体力を付けようと思っている今日この頃です。

鳥飼 亜由美

最近、ついに、旧来の押しボタン式携帯電話からスマートフォンに機種変更をしました。旧来の携帯電話に比べてなかなか思い通りにメールが作成できなかつたりと、苦労もありますが、指で画面をスライドさせてみたいというミーハー心は満たされましたし、アプリでゲームをしたり健康管理をしたりと、結構楽しいスマートフォンライフを送っています。もっとも、スマートフォンは楽しみも多い反面、アプリの利用等にあってトラブルになることも多いので、私自身、一消費者として、注意して利用していきたいと思います。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第3号

大川・永尾法律事務所



ごあいさつ

今年もまた桜の季節が巡って来ました。去年と同じように、花が咲き誇り、けれんみなく散っていく。そして、その後には青葉を茂らせていく。おそらく太古の昔から同じような営みを続けて来ているのでしょう。しかし、その間には気候の変動もあれば、最近のような環境の悪化もあります。毎年同じようであってそうではない周りの状況に対して、しなやかに対応する強さがそこにあるように思えます。

私達を取り巻く社会の状況も、ますます速度を増して大きく変化しつつあります。しかし、どんなに周りの状況が変わっても、顧客の皆様により大きな安心と満足をお届けし、社会により広く貢献していくという、大川・永尾法律事務所の原因を忘れずに、しなやかな強さをもって、日々努力をしてみたいと思います。

弁護士 大川正二郎



弁護士
大川 正二郎

ペットは「物」?

最近ではマンションでもペット飼育可のマンションが増え、家族同様にペットと一緒に暮らす人が増えています。餌(食事?)もドッグフードやキャットフードだけでなく、お菓子が出回るようになったり、あんなに見事な毛並みなのにペット用の服が出回ったり、どこまで人間に近付くのか、分かりません。

でも、そんなペットでも法律(民法)上は「動産」、つまり「物」なのです。たとえば、マイカーが交通事故で壊れた場合、その時価額を上限として修理費が賠償されますが、慰謝料などは賠償してもらえません。修理費あるいは時価額を賠償してもらったら、それで十分でしょう、ということです。

以前は、ペットも同じように考えられていました。ペットがけがして動物病院で治療受けても、修理費と同じく、ペットの時価額が上限になっていましたし、慰謝料などありませんでした。

ところが、最近では、家族同様に一緒に生活し、愛情を持っている人が増えたので、裁判所もそのことを考え、ペットは法律上「物」でも「命のある物」だとして、飼い主に対して、ペットが事故でけがをすれば、時価額を上回る治療費を認め、ペットが亡くなったり、重大な後遺障害が残ったりすると、慰謝料まで認めるようになりました。

他方で、ペットが車道に飛び出て車に轢かれたような場合は、飼い主の管理が悪いとして過失相殺がなされます。家族同様、大切なペット。道路では、子供の手を繋ぐのと同じようにリードをしっかりと握り、車道に飛び出さないようにしましょう。猫やその他、リードになじまないペットは、それに応じた対応をする必要があります。また、車に乗せる時は、チャイルドシートならぬペットシート(?)も必要になってくるかもしれません。うーん、どこまで人間に近付くのかな?



弁護士
鳥飼 亜由美

返品できないの?

「ノークレーム・ノーリターン」。これはインターネットオークションで「何があっても返品は出来ません」という意味で多用されている言葉です。インターネットオークションというのは、その名の通り、インターネットを通じて物を競売(オークション)にかける仕組みです。基本的に誰でも出品や落札を行うことができ、自宅にいながら、クリック一つで、うまくいけば安く(出品者にとっては高く)商品を売買できるというメリットから、今や多くの個人が利用しています。かく言う私も利用したことがあります。

しかし、メリットばかりではありません。インターネットオークションでは、出品される物の多くが中古品です。にもかかわらず、実際に商品を手にとってその状態を確認することができません。したがって、「中古品を落札したが思わぬ欠陥があった」というようなトラブルが生じやすいのです。しかも、オークションサイト自体にはこのようなトラブルに関する救済制度がないことが多く、出品者・落札者間の自主的解決に委ねられるため、返品をしたい落札者とそれを拒む出品者の間で揉めてしまうことが多いのです。

その際、出品者が主張するのが「ノークレーム・ノーリターン」の特約です。商品の説明欄には、「ノークレーム・ノーリターン」を条件として入札するように記載されていることが多いので、出品者は、これを理由に返品を拒むのです。このような特約も原則として有効ですから、出品者の主張は、一応正当なものといえるでしょう。

しかしながら、どんな場合も返品できないかといえばそうではありません。出品者自身が、商品に欠陥があることを知っていたにもかかわらずこれを告げないで取引をした場合には、その取引には特約の効力は及ばず、返品することが可能になります。

インターネットオークションを利用する際は、事前に商品説明や画像をよく確認し、不明な点は出品者に問い合わせるなど注意を払う必要があることはもちろんですが、万一上記のようなトラブルに巻き込まれた場合には、「ノークレーム・ノーリターン」という言葉にくじけずに、まずは、返品できる可能性があるのかどうか、一度ご相談下さいね。



弁護士
永尾 竹則

弁護士はどうして悪い人でも弁護するの?

今回は、刑事のお話をしたいと思います。

色々な方とお会いしてお話をするとき、多くの場合に聞かれるのは、どうして悪い人の弁護をするのかということです。

普通に考えると、悪いことをした場合、弁解の余地はなく有罪となって刑罰を言い渡されるということになります。ですが、裁くのは、国です。直接には裁判官ということになります。刑事裁判に犯人と疑いのある人を起訴して裁判にかけるのも国です。直接には検察官です。いずれも、問題となっている事件を直接見たということはありません。ですから、必ずしも起訴されたその人が真犯人というわけではありません。証拠に基づいて裁判で判断しなければならないわけです。その時に、この人は真犯人ですから処罰してくださいというのが検察官です。これに対して、いやいや、この人は真犯人ではありません。それはこういう証拠があるからだと主張するのが弁護人の役割です。すなわち、無実の人を誤って処罰することがないように適正な裁判を実現するための役割を担っているわけです。

では、逮捕された人が明らかに犯人で、本人もそれを認めている場合はどうでしょうか。この場合には、たしかに人違いなどの誤りはないと考えられます。このような場合は、弁護人は、まさに悪い人を弁護することになるわけです。しかし、この場合にも弁護人は重要な役割を担っています。検察官は処罰してくださいと主張する方ですから、責める方になります。しかし、責めれば罪を犯した人が更生するかというところまでありません。社会復帰後の環境を整えるとか、反省を促すとか、被害者に対する謝罪や弁償の手伝いをするといった役割もあります。それに、罪を犯したといってもその事情は様々です。その事情も含めて刑罰が科されることになるので、弁護人はちゃんとその事情は聞き取って裁判所に伝えなければなりません。悪いのに悪くないと主張するということに思われがちのような気もしますが、決してそうではなく、必要以上の刑罰を避けるために、また、きちんと反省してもらうために弁護人がいるとお考えいただければよいのではないのでしょうか。

